

令和 3 年度 当初予算案等説明資料

1. 市民局所管予算案	1
(1) 総括	1
(2) 一般会計（歳入）	2
(3) 一般会計（歳出）	6
(4) 債務負担行為	8
(5) 令和3年度市民局重要施策	10
(6) 款項目別説明資料	24
2. 条例案の概要	52
(1) 議案第52号 福岡市避難行動要支援者名簿の情報の提供に関する条例案	52
(2) 議案第53号 福岡市地域交流センター条例の一部を改正する条例案	56
(3) 議案第97号 福岡市民体育館条例の一部を改正する条例案	58
(4) 議案第98号 福岡市立地区体育施設条例の一部を改正する条例案	64
3. 機構整備案	66

市民局

1. 市民局所管予算案

(1) 総括

(単位:千円)

区分	令和3年度予算額 (A)						
	歳入	歳出	財源内訳				一般財源
			特定財源				
			国県支出金	地方債	その他		
一般会計	12,749,942	29,808,812	1,785,700	7,587,000	3,377,242	17,058,870	

(単位:千円)

区分	令和2年度予算額 (B)						
	歳入	歳出	財源内訳				一般財源
			特定財源				
			国県支出金	地方債	その他		
一般会計	10,520,249	24,104,859	1,459,953	3,488,000	5,572,296	13,584,610	

(単位:千円)

区分	差引増減 (令和3年度予算額:A) - (令和2年度予算額:B)						
	歳入	歳出	財源内訳				一般財源
			特定財源				
			国県支出金	地方債	その他		
一般会計	2,229,693	5,703,953	325,747	4,099,000	△ 2,195,054	3,474,260	

(2) 一般会計（歳入）

款・項	令和3年度 予 算 額 (A)	令和2年度 予 算 額 (B)
(18) 使用料及び手数料	千円 1,245,013	千円 1,290,629
1 使用料	684,183	726,539
2 手数料	560,830	564,090
(19) 国庫支出金	1,461,625	1,442,378
2 国庫補助金	1,432,085	1,419,594
3 委託金	29,540	22,784
(20) 県支出金	324,075	17,575
2 県補助金	322,321	15,916
3 委託金	1,754	1,659
(21) 財産収入	518,785	154,807
1 財産運用収入	109,830	130,652
2 財産売払収入	408,955	24,155
(22) 寄附金	14,359	15,648
1 寄附金	14,359	15,648

差引増減 (A)－(B) (C)	対前年度 伸率 (C)／(B)	主な増減内容
千円 △ 45,616	% △ 3.5	千円
△ 42,356	△ 5.8	市民体育館使用料の減 △ 70,333
△ 3,260	△ 0.6	
19,247	1.3	
12,491	0.9	番号制度関係補助金の増 12,451
6,756	29.7	
306,500	1,744.0	
306,405	1,925.1	福岡県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症 対策交付金の増 306,575
95	5.7	
363,978	235.1	
△ 20,822	△ 15.9	スポーツ振興基金から生じる利子収入の減 △ 19,428
384,800	1,593.0	公民館跡地の売払収入の増 384,800
△ 1,289	△ 8.2	
△ 1,289	△ 8.2	

款・項	令和3年度 予 算 額 (A)	令和2年度 予 算 額 (B)
(23) 繰 入 金	千円 1,118,938	千円 3,691,413
2 スポーツ振興基金繰入金	1,108,000	3,500,000
3 NPO活動支援基金繰入金	10,938	12,413
▲ 庁舎建設等資金積立金繰入金	-	179,000
(25) 諸 収 入	480,147	419,799
2 納 付 金	82,726	75,285
3 保 険 料 収 入	129,468	119,084
5 貸 付 金 元 利 収 入	1,200	1,200
6 預 託 金 元 利 収 入	3,260	3,707
8 弁 償 金	21	17
11 受 託 事 業 収 入	1,675	1,530
13 雑 入	261,797	218,976
(26) 市 債	7,587,000	3,488,000
1 市 債	7,587,000	3,488,000
合 計	12,749,942	10,520,249

差引増減 (A)－(B) (C)	対前年度 伸率 (C)／(B)	主な増減内容
千円 △ 2,572,475	% △ 69.7	千円
△ 2,392,000	△ 68.3	世界水泳選手権福岡大会開催準備に係る 受入金の減 △ 2,392,000
△ 1,475	△ 11.9	
△ 179,000	皆減	区庁舎耐震対策に係る受入金の減 △ 179,000
60,348	14.4	
7,441	9.9	
10,384	8.7	厚生年金保険料の増 10,049
-	-	
△ 447	△ 12.1	
4	23.5	
145	9.5	
42,821	19.6	区役所合同庁舎管理費に係る負担金の増 26,151 スポーツ施設改修等に係る助成金の増 20,000
4,099,000	117.5	
4,099,000	117.5	区庁舎耐震対策に係る起債の増 2,706,000 市民センター施設整備に係る起債の増 1,360,000
2,229,693	21.2	

(3) 一般会計（歳出）

款・項	令和3年度 予 算 額 (A)	令和2年度 予 算 額 (B)
(2) 総務費	千円 29,808,812	千円 24,104,859
1 総務管理費	25,974,724	20,304,184
3 戸籍住民基本台帳費	3,832,526	3,799,203
5 統計調査費	1,562	1,472
合 計	29,808,812	24,104,859

差引増減 (A)－(B) (C)	対前年度 伸率 (C)／(B)	主な増減内容
千円 5,703,953	% 23.7	千円
5,670,540	27.9	区庁舎耐震対策に係る経費の増 4,222,904 市民センター施設整備に係る経費の増 1,894,294 公民館改築に係る経費の増 456,466
33,323	0.9	番号制度対応に係る会計年度任用職員の経費の増 127,685 住民基本台帳事務に係る経費の減 △ 101,539
90	6.1	
5,703,953	23.7	

(4) 債務負担行為

会計名	事 項	期 間	限 度 額
一般会計	福岡市民体育館解体工事	令和4年度	千円 554,236
	公民館改築工事	令和4年度	446,845
	市民センター改修工事	令和4年度	498,022

左 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源 又 は 当 該 事 業 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千 円	千 円	千 円	千 円
-	-	-	554,236
-	334,000	-	112,845
-	373,000	-	125,022

(5) 令和3年度市民局重要施策

上段 令和3年度予算額
 (下段 令和2年度予算額)
 ★：新規 ☆：拡充

1. 災害に強いまちづくり

ア 防災・危機管理体制の強化

災害時の電力確保として、公民館等において電気自動車等を活用した電力供給を行うための施設整備など、停電対策に取り組む。

また、近年、頻発化、激甚化している自然災害に対して、多くの関係機関が一体的に活動できるスペースの確保や迅速な情報共有・伝達に必要な通信環境を整備するなど、災害対策本部機能の強化に取り組むとともに、職員研修・訓練等を通じた職員の災害・危機対応能力の向上を図る。

さらに、関係機関との訓練の実施等により、連携体制の強化を図るとともに、九州の自治体による相互連携の仕組みに基づき、九州が一体となった防災先進地域への取組みを推進する。

774,838 千円

主な事業

(270,737 千円)

事業名	予算額 (千円)	事業内容	
		これまでの取組み	3年度の主な取組み
防災・危機管理体制の強化	635,970	激甚化・頻発化する自然災害に備え、災害対策本部機能の強化に向けた取組みを行った。 電気自動車を活用した公民館等における非常用電源の確保に向け検討を行った。 国土強靱化地域計画の策定に向けた取組みを行った。	☆本庁舎 15 階への災害対策本部機能の移転、拡充 ☆公民館の非常用電源の確保 ☆区庁舎の停電対策
避難支援対策の充実・強化	45,850	内水ハザードマップの作成や、水位計、雨量計の更新、想定最大規模の降雨を踏まえた避難所指定の見直しに伴う避難所標識の変更に取り組んだ。 原子力防災訓練を実施した。 公的備蓄について新型コロナウイルス感染症対策に必要な物資の拡充を行った。 高齢者を避難情報配信システムの対象に拡大した。	○洪水・高潮・内水ハザードマップの印刷、配布 ○原子力防災訓練等の実施 ○公的備蓄の整備

イ 地域防災力の向上

「避難行動要支援者名簿の情報の提供に関する条例」を制定するとともに、地域における個別計画の作成を支援するなど、避難支援対策の充実・強化を図る。

また、地域の自主防災活動を促進するため、避難所運営ワークショップの開催や避難所運営のエキスパートの育成など、地域が主体となった取組みを支援するとともに、防災講習の開催や学校における防災教育の推進等により、防災知識の普及や防災意識の高揚を図る。

24,723 千円

主な事業

(15,238 千円)

事業名	予算額 (千円)	事業内容	
		これまでの取組み	3年度の主な取組み
地域防災力の向上	24,723	<p>「避難行動要支援者名簿の情報の提供に関する条例」の制定に向けた検討を行った。</p> <p>避難所運営ワークショップの開催やマンション管理組合等に対する出前講座の実施など、地域が主体となった取組みを支援している。</p> <p>地域の防災リーダーや避難所運営のエキスパートの育成を図るとともに、学校における防災教育の推進に取り組んでいる。</p> <p>家庭や企業における備蓄啓発のための備蓄促進ウィークの取組みや企業との共働による帰宅困難者対策を推進している。</p>	<p>★「避難行動要支援者名簿の情報の提供に関する条例」の周知</p> <p>★地域による個別計画の作成や訓練の支援</p> <p>○避難所運営ワークショップの開催</p> <p>○マンション管理組合等の防災力向上支援</p> <p>○出前講座の開催</p> <p>○避難所運営エキスパートの育成</p> <p>○学校における防災教育の推進</p> <p>○備蓄促進ウィークにおける家庭内備蓄・企業備蓄の啓発</p>

2. 安全で安心して暮らせるまちづくり

ア 防犯対策の強化及び暴力追放の推進

「福岡市防犯のまちづくり推進プラン」に基づき、子ども・女性・高齢者への防犯啓発、地域における街頭防犯カメラの設置や地域防犯パトロールカーに対する助成、IoTを活用した子どもの見守り体制の強化や「福岡市 LINE 公式アカウント」を活用した福岡県警察の防犯情報の配信など、市民や事業者の防犯活動への参加を促進し、地域の防犯力を高め、犯罪が発生しにくい環境づくりを推進する。

また、繁華街における悪質な客引き対策として、客引き対策指導員の配置や防犯カメラを活用した効果的な指導・巡回を実施するなど、悪質な客引きの根絶に向けた取組みを推進する。

さらに、「福岡市暴力団排除条例」に基づき、本市の事務事業から暴力団を排除するとともに、暴力による民事介入・行政対象暴力の排除に向け、関係機関等と連携して市民や事業者への広報啓発・活動支援を行うなど、暴力追放を推進する。

109,850 千円

主な事業

(119,245 千円)

事業名	予算額 (千円)	事業内容	
		これまでの取組み	3年度の主な取組み
犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進	6,184	地域・事業者・警察等関係機関・団体と行政により構成される「福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進本部」において、犯罪抑止の取組みを推進している。	○推進本部による犯罪のない安全で住みよいまちづくりに向けた取組みの推進 ○福岡犯罪被害者総合サポートセンターにおける犯罪被害者支援等
地域防犯力強化	24,737	地域の防犯パトロールの支援や福岡市防犯強化月間を通じた取組みの推進など、地域の防犯力強化を図っている。	○「福岡市防犯強化月間(8月)」を通じた取組みの推進 ○「新大学生防犯強化月間(4～5月)」を通じた取組みの推進 ○生活安全専門員による安全・安心に係る出前講座等の実施 ○地域防犯パトロールカーへの支援 ○落書き消し活動に対する支援等

事業名	予算額 (千円)	事業内容	
		これまでの取組み	3年度の主な取組み
子ども・女性 安全対策	3,380	子どもや女性が安全で安心して生活できるよう、防犯意識の向上や危険回避行動の習得を目的とした取組みを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ○IoT 端末機器を用いた子ども見守りの実施 ○福岡市 LINE 公式アカウントを活用した防犯情報の即時的な配信 ○SNS を活用した性犯罪・性暴力に関する情報発信 ○子ども防犯出前講座等の実施 ○安全安心少年隊の活動支援 ○専門学校、大学等と連携した性犯罪防止啓発の実施 ○性暴力被害者支援センターにおける被害者支援
街頭防犯カメラ 設置補助	32,090	犯罪の抑止や犯罪発生時の犯人の特定・検挙に効果が期待できる街頭防犯カメラを普及促進するため、設置費用等の一部を助成し、防犯環境に配慮したまちづくりを推進している。	<ul style="list-style-type: none"> ○街頭防犯カメラを設置する自治協議会、自治会・町内会等への機器購入費、設置工事費用の一部助成 ★補助制度を利用して設置した防犯カメラの賠償責任保険の加入
繁華街対策	26,433	天神・大名地区及び博多駅筑紫口地区において、指導員による巡回指導や地域・警察・行政が一体となった夜間合同パトロールや街頭キャンペーン等を実施している。	<ul style="list-style-type: none"> ☆指導員の増員及び防犯カメラを活用した巡回指導の実施 ○AI 技術を活用した防犯カメラによる実証実験の実施
暴力追放	10,802	暴力団等による民事介入・行政対象暴力排除の実現に向け、関係機関等と連携して暴力追放活動を実施するとともに、暴力団排除条例に基づき、本市の暴力団排除施策を推進している。	<ul style="list-style-type: none"> ○市の事務事業からの暴力団排除の推進、暴力団排除活動の支援 ○暴力追放相談センターにおける民事介入暴力に関する相談対応、行政対象暴力に関する助言及び不当要求防止研修の実施

イ 交通安全対策及びモラル・マナーの向上

飲酒運転撲滅（ゼロ）に向けたキャンペーンをはじめ、四季の交通安全運動や子どもから高齢者まで各年齢層に応じた交通安全教育など、市民や事業者、地域、学校と一体となった交通安全の取組みを推進するとともに、様々な媒体を活用した広報啓発を行う。

また、「人に優しく安全で快適なまち福岡をつくる条例」に基づき、市民や事業者などと連携して市民のモラル・マナー向上に取り組むとともに、都心部を中心にモラル・マナー推進員を配置し、自転車安全利用の推進、歩行喫煙や迷惑駐車防止を図る。

69,058 千円

主な事業

(73,211 千円)

事業名	予算額 (千円)	事業内容	
		これまでの取組み	3年度の主な取組み
交通安全教育 及び啓発	19,878	四季の交通安全運動や年齢層に応じた交通安全教育など地域や学校における交通安全の取組みを推進するとともに、様々な媒体を活用した広報啓発を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ○小学1年生へ黄色い帽子、ランドセルカバーを配付 ○子どもから高齢者まで各年齢層に応じた交通安全教育の推進 ★第11次福岡市交通安全計画の策定 ○交通ルールの広報啓発 等
自転車安全利用 の推進	6,979	福岡市自転車の安全利用に関する条例に基づき、自転車利用者の交通ルール遵守・マナー向上に向け、出前講座や体験型自転車教室の開催など、自転車安全利用の指導・啓発等に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ○自転車損害賠償保険等への加入義務化の周知 ○VR動画を活用した体験型自転車教室の開催 ○出前講座等による条例・交通ルールの周知、啓発 ○地域で活動する自転車安全利用推進員の委嘱及び同推進員に対する活動支援 ○押し歩き推進区間における押し歩きの定着化 等
飲酒運転撲滅 対策	1,085	飲酒運転の撲滅（ゼロ）を目指し、市民や事業者等と一体となった飲酒運転撲滅キャンペーンを展開している。	<ul style="list-style-type: none"> ○「飲酒運転ゼロを誓う、市民の集い2021」の開催 等
モラル・マナー 向上市民啓発	41,116	<p>モラル・マナー条例に基づき、歩行喫煙防止の広報啓発をはじめ、市民のモラル・マナー向上の施策を推進している。</p> <p>都心部を中心に、自転車の安全利用、歩行喫煙・迷惑駐車防止に関する指導啓発等を実施している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○都心部を中心にモラル・マナー推進員“パトなび”を配置し、押し歩き推進区間や路上禁煙地区等の自転車の安全利用、歩行喫煙・迷惑駐車防止の指導啓発及び道案内を実施 ○路上禁煙地区外への歩行喫煙防止の啓発を実施 ○モラル・マナー向上市民運動の推進

ウ 消費者対策

「第2次福岡市消費者教育推進計画」に基づき、若年者や高齢者、障がい者などの消費者トラブルの未然防止を図るため、悪質商法の手口や対処法を情報提供するなど、消費者に対する啓発事業の強化に努めるとともに、教育委員会と連携した消費者教育講座を開催するなど、消費者教育を推進する。

また、消費生活相談や「福岡市消費生活条例」に基づく事業者指導等を行い、消費者被害の防止・救済に努める。

82,556 千円

(81,924 千円)

主な事業

事業名	予算額 (千円)	事業内容	
		これまでの取組み	3年度の主な取組み
消費者相談 ・事業者指導	48,369	商品やサービスの契約等に関する消費生活相談を実施し助言やあっせんを行い、消費者被害の救済及び未然防止を図っている。 また、消費生活条例に基づく事業者指導等を実施している。	○消費生活相談の実施 ○相談・苦情をもとに迅速・適正な事業者への指導の実施
消費者教育・啓発	14,414	消費者トラブルの未然・拡大防止のために、出前講座など市民向け講座を開催するとともに、消費生活サポーターによる消費生活情報の提供など、消費者に対する教育・啓発を行っている。	○成年年齢引下げに向けた若年者への消費者教育講座及び重点的な啓発の実施 ○高齢者、障がい者への消費者教育講座の実施 ○中学校、高等学校における消費者教育講座の実施 ○消費生活サポーター事業による高齢者等見守りの推進

3. コミュニティづくりの支援

ア 住民主体のコミュニティづくりの支援

自治協議会と福岡市がパートナーとして、企業やNPOなど様々な主体と地域の未来を共に創り出す「共創」の取組みを進めるとともに、自治会・町内会が行う住民同士の交流や担い手づくりなどの活動を支援する。

また、コミュニティ活動の拠点である公民館の整備を進めるとともに、多様な主体の連携促進や地域活動の担い手の育成、地域のデジタル化の支援に取り組む。

さらに、持続可能な地域コミュニティづくりのため、自治協議会や自治会・町内会の位置づけの明確化や地域への新たな支援策などについて検討を行う。

1,922,780 千円

主な事業

(1,474,344 千円)

事業名	予算額 (千円)	事業内容	
		これまでの取組み	3年度の主な取組み
コミュニティ活動支援	552,061	「共創」の取組みを推進するため、平成28年度及び令和元年度に自治協議会への補助金を拡充した。 また、自治会・町内会が行う住民相互の交流促進の取組みへの支援等を行っている。	○自治協議会が行う住民主体のコミュニティづくりの支援 ・共創自治協議会事業 ○自治会・町内会における住民相互の交流事業への助成 ・地域デビュー応援事業
コミュニティ活動の環境づくり	48,095	地域と企業や商店街、NPO、大学などをつなぐ「共創コネクター」を設置し、「共創」の取組みを推進している。 また、自治に関する市民啓発とコミュニティの魅力向上に向けた取組み、市民が安心してコミュニティ活動を行うための保険制度等を実施している。	○共創の地域づくり推進事業の実施 ・自治協議会等の位置づけなどを検討 ○“共創”自治協議会サミットの開催 ○市民活動保険制度
コミュニティ活動の場づくり	38,905	地域コミュニティの形成・発展を担う自治会・町内会の活動拠点である集会施設の新築等への助成等を行っている。	○集会施設の新築、増改築や借上等への助成
コミュニティと連携した業務の推進	111,422	自治協議会や自治会・町内会等と連携して、市政だより等の配布とともに広報物回覧等の業務を実施している。	○自治協議会等と連携して、市政だより等配布及び広報物回覧等の業務を実施

事業名	予算額 (千円)	事業内容	
		これまでの取組み	3年度の主な取組み
公民館主催事業 (担い手づくり等)	17,114	公民館において、ロビー機能や図書を活用した事業を展開するなど、地域住民の活動と交流の拠点としての公民館の活用促進を図るとともに、学校、地域と連携し子どもの健全育成事業の充実を図っている。	★公民館において地域のデジタル化支援を実施 ○公民館による地域活動の担い手の育成や情報の発信などを実施
公民館整備	1,078,415	地域における生涯学習とコミュニティ活動の拠点施設である公民館の規模を100坪から150坪に拡大する増改築を年3館ペースで実施し、施設面での機能充実を図っている。	○公民館の規模を100坪から150坪に拡大する建替等を計画的に実施 ・建設3館 設計1館

イ 市民公益活動の推進

NPO・ボランティア交流センターを拠点として、活動や交流の場の提供並びに情報発信を行うとともに、NPO活動支援基金を活用した公益活動への助成や共働の推進などにより、市民公益活動を支援する。

また、NPO法人の認証・認定業務における、情報提供や相談対応などのきめ細かな支援により、NPO活動の活性化を促進する。

100,340千円

主な事業

(103,387千円)

事業名	予算額 (千円)	事業内容	
		これまでの取組み	3年度の主な取組み
NPO・ボランティア交流センターの管理運営等	65,592	NPO・ボランティア交流センターを移転・拡充し、市民公益活動に関する情報の提供・交流の場としての機能を強化するとともに、相談対応や講座・交流会等を実施し、NPOやボランティアなどの活動を支援している。	○NPO・ボランティア交流センターにおける情報・交流の場の提供 ○NPO・ボランティアに関する相談対応、講座・交流会等の実施

事業名	予算額 (千円)	事業内容	
		これまでの取組み	3年度の主な取組み
NPO・ボランティア活動支援	20,648	NPO活動支援基金を活用してNPOの公益的な活動へ助成を行っている。 また、NPO等から提案事業を募集し、NPO等と市の共働で事業を行う「共働事業提案制度」を実施している。	○NPO活動支援基金を活用したNPO活動への補助金助成 ★市民公益活動の担い手を発掘・育成するためのプログラム等の実施 ○共働事業の評価、相談支援
NPO法人認証・認定業務	13,035	情報提供・相談対応などきめ細かな支援により、適正かつ円滑な認証・認定業務を実施している。	○NPO法人認証・認定業務 ○NPO法人の運営基盤強化のための専門相談・セミナー等の実施

ウ 地域交流センターの整備及び市民センターの大規模改修

「早良南地域交流センター」は、令和3年11月の開館に向け、整備を進めるとともに、開館後の円滑な管理運営のための準備を行っていく。

また、「南市民センター」は、令和4年8月のリニューアルオープンに向け、事業を着実に推進する。

1,923,219千円

主な事業

(164,385千円)

事業名	予算額 (千円)	事業内容	
		これまでの取組み	3年度の主な取組み
早良南地域交流センター整備	193,591	早良区中南部地域において、地域交流センターを整備するための整備用地を取得し、事業者選定及びPFI事業契約を行い、事業に着手している。	○地域交流センター本体の建設工事 ○開館に向けた準備及び開館後の管理運営
南市民センター大規模改修	1,729,628	各市民センターの劣化状況等を検証・分析し、最も古く、劣化度合の高かった南市民センターについて、改修の設計を行った。	○南市民センター中央機械室棟の解体工事 ★南市民センターの大規模改修工事

4. 区行政の推進

ア 区の特性を生かしたまちづくりの推進

市民に最も身近な総合行政機関である区役所において、市民や地域の多様なニーズに対応した事業を地域と共働で企画・実施し、区の特性を生かしたまちづくりを進める。

203,988 千円

主な事業

(237,337 千円)

事業名	予算額 (千円)	事業内容	
		これまでの取組み	3年度の主な取組み
区の魅力づくり	130,330	区の特性や実情に応じた魅力あるまちづくりを推進するため、市民参画による区の特性を生かした事業を実施するとともに、サービス介助士の資格を持つ職員を全区に配置するなど市民サービスの向上を図っている。	○市民参画による区の特性を生かしたまちづくり事業や区民フェスティバルなどを各区で実施
区政の振興	58,250	裁量予算として多岐にわたる地域ニーズや行政課題に柔軟な対応を行っている。	○道路、公園等の補修などの緊急対応 ○まちの活性化などの地域ニーズへの迅速な対応
地域参画	11,403	地域課題の解決に向けて実施する事業について、事業の企画立案の段階から住民が直接参画することで、事業内容への住民ニーズの適切な反映、納得性の向上を図っている。	○地域住民が意思決定に参画する区役所事業を各区で実施

イ 市民サービスの向上

マイナンバー制度への対応として個人番号カードの円滑な交付を推進するとともに、コンビニエンスストアにおける各種証明書の自動交付サービスの利用促進や、ICTを活用した手続きの簡素化・待ち時間の短縮など、市民の利便性向上と区役所における窓口サービスの充実を図る。

1,510,701 千円

主な事業

(1,343,616 千円)

事業名	予算額 (千円)	事業内容	
		これまでの取組み	3年度の主な取組み
区役所窓口の改善	204,859	令和元年度から引っ越し手続きのオンライン予約サービスを開始し、待ち時間の短縮等を図っている。 マイナンバーカードを活用した、申請書自動作成機や住民票の写し等の証明書自動交付機（コンビニ交付機）を中央区役所等に設置し、手続きの簡素化等を図っている。	○引っ越し手続きのオンライン予約サービスの利用促進 ○マイナンバーカードを活用した、申請書自動作成機や住民票等の証明書自動交付機の利用促進 ☆「ご遺族サポート窓口」を全区役所に拡充
個人番号カードの円滑な交付	1,305,842	通知カードを送付し、平成28年1月からはマイナンバーカードの交付を開始するとともに、運用体制の整備を行っている。	○マイナンバーカード交付円滑化計画に基づき区役所・出張所の交付を推進 ★マイナンバーカード臨時交付センターを設置

ウ 博多区庁舎の耐震対策

新庁舎の令和4年度の開庁をめざし整備を進める。

4,949,302 千円

主な事業

(728,593 千円)

事業名	予算額 (千円)	事業内容	
		これまでの取組み	3年度の主な取組み
博多区新庁舎整備等	4,949,302	博多区新庁舎について、設計を行い、工事に着手した。	○博多区新庁舎整備に係る工事

5. スポーツの振興

スポーツを通じたところと体の健康づくりに地域・事業者などと一体となって取り組む。市民総合スポーツ大会の開催や身近な場所で様々なスポーツを体験できる機会の提供など、子どもから高齢者まで市民がスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境づくりやスポーツを通じた国際交流を進める。

また、アビスパ福岡が広く市民・地域に支えられる市民球団として自立できるよう、引き続き支援を行う。

さらに、1万人を超える市民ランナーが参加する「福岡マラソン」や「東京オリンピック・パラリンピック」関連事業を実施するとともに、令和4年の「世界水泳選手権福岡大会・世界マスターズ水泳選手権九州大会」の開催に向けた取組みを進める。

9,746,362 千円

主な事業

(10,303,408 千円)

事業名	予算額 (千円)	事業内容	
		これまでの取組み	3年度の主な取組み
大規模 スポーツ大会の 開催支援・準備	4,387,709	令和4年開催の世界水泳選手権福岡大会及び世界マスターズ水泳選手権九州大会の開催準備等を行っている。	○東京オリンピック・パラリンピック 関連事業 ・市民応援事業 ・ウェルカム、ルウェー事前合宿 ・マラソンスイミング最終選考会 ・聖火リレー 等 ○世界水泳選手権福岡大会 及び世界マスターズ水泳 選手権九州大会 ・開催準備、気運醸成
福岡マラソン開催	115,254	平成26年から「福岡マラソン」を開催し、市民スポーツの「する」「みる」「支える」に寄与している。	○「福岡マラソン2021」の 開催 ★「福岡マラソンみらい ランナーズ」を実施
スポーツ施設の 運営・維持管理	4,957,392	総合体育館、市民体育館、地区体育館、市民プールなどスポーツ施設の管理運営及び改修工事等を実施している。	★市民体育館の改修・解体 ★小学生夏休みプール開放 事業 ○スポーツ施設の管理運営 ○スポーツ施設の改修工事等
アビスパ福岡支援	88,146	サッカー教室や市民応援デー等の実施を通じて、アビスパ福岡が市民球団として自立できるよう支援している。	○少年少女サッカー教室 ○親子サッカー教室 ○市民応援デー 等
各種スポーツ大会 等の開催・支援	45,775	市民スポーツ・レクリエーションの普及振興を図るため、各種スポーツ大会等の開催及び開催支援を行っている。	○スポーツフェスティバルプロジェクト ○市民総合スポーツ大会 ○福岡国際マラソン ○金鷲旗・玉竜旗高校柔剣道 大会 等

6. 男女共同参画の推進

「福岡市男女共同参画基本計画（第4次）」及び「福岡市働く女性の活躍推進計画（第2次）」に基づき、地域や若年層への男女共同参画意識の啓発や、企業におけるワーク・ライフ・バランスの普及・促進など、諸施策の推進に全庁をあげて取り組む。

また、企業における女性活躍推進を促進するための「見える化サイト」の推進、女性のキャリアアップ支援、男性への意識啓発を行うなど、女性がその個性と能力を十分に発揮し活躍できるよう取り組む。

さらに、「女性の視点を活かした防災ミニブック」を活用した講座等を実施し、防災及び男女共同参画の意識啓発に取り組む。

男女共同参画推進センターにおいては、拠点施設として、積極的に各種事業を推進するとともに、関係団体等と連携しながら市民の男女共同参画推進活動を支援する。

181,856 千円

主な事業

(239,458 千円)

事業名	予算額 (千円)	事業内容	
		これまでの取組み	3年度の主な取組み
男女共同参画推進	12,080	男女共同参画の意識啓発を行うとともに、地域の取組み支援や地域の女性リーダー育成を行っている。 性別にかかわらず個性と能力を發揮できるよう、中学校でセミナーを実施している。 「女性の視点を活かした防災ミニブック」を活用した講座等を実施している。	○地域の男女共同参画推進活動支援 ○社会人講師派遣による中学生向け出前セミナーの実施 ○「防災ミニブック」を活用した講座等の実施
女性活躍推進	8,501	働く場における女性の活躍を推進するため、「見える化サイト」の推進やセミナー等を開催するとともに、再就職を目指す女性や、働く女性向けのスキルアップ講座等を実施した。	○企業における女性活躍への取組みの「見える化」を推進 ○男性の意識啓発に向けた取組み支援 ○再就職やリーダーを目指す女性向け講座の実施
男女共同参画推進センター事業	159,514	男女共同参画推進センター「アミカス」を拠点として、市民等の活動や交流の場を提供するとともに、男女共同参画推進に向けた各種事業を実施している。	○施設の管理運営 ○講座・講演会の開催 ○相談（総合相談、DV相談、男性相談、法律相談等） ○地域及び市民グループ活動支援 ○図書、情報提供

7. 人権行政の推進

すべての人の人権が尊重される社会の実現に向け、全庁をあげて人権尊重の視点に立った行政の推進に努める。

また、「福岡市人権教育・啓発基本計画」に基づき、あらゆる人権問題の解決に向けた取組みを推進するとともに、性的マイノリティ支援及び若年層の人権啓発事業への参加促進を図る。

地域においては、人権のまちづくり館を拠点とした地域交流や人権啓発事業などに取り組む。

442,686 千円

(459,445 千円)

主な事業

事業名	予算額 (千円)	事業内容	
		これまでの取組み	3年度の主な取組み
人権施策の総合的かつ計画的な推進	5,925	すべての人の人権が尊重される社会の実現に向け、全庁をあげて人権尊重の視点に立った行政を推進するとともに、人権教育・啓発にかかる施策を効果的に推進している。	<ul style="list-style-type: none"> ○「福岡市人権教育・啓発基本計画」の推進 ○「人権尊重の視点に立った行政の推進に関する指針」の職員への周知と理解の徹底 ○パートナーシップ宣誓制度などの性的マイノリティ支援の取組み
人権啓発センター事業	73,045	あらゆる人権問題の解決に向けて、人権啓発の一層の推進と市民の自発的な取組みを支援するための事業を行っている。特に若年層の人権啓発事業への参加促進を推進している。	<ul style="list-style-type: none"> ○啓発事業 人権尊重週間行事、人権啓発フェスティバル、講座・講演会、若年層の参加促進事業の実施 ○企業・指定管理者などへの派遣研修 ○人権相談・利用登録団体支援等
人権のまちづくり館等の運営	226,711	人権のまちづくり館及び市立集会所において、差別のない、人権が尊重される社会の実現に寄与するため、地域交流や人権啓発事業等を行うとともに、自立支援等の各種相談を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ○地域交流、人権啓発等の講座・講演会などを開催 ○自立支援等の各種相談を実施
人権のまちづくり館等の維持管理	118,583	人権のまちづくり館及び市立集会所等の維持管理を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ○人権のまちづくり館及び市立集会所等の維持管理(外壁改修工事等)

(6) 款項目別説明資料
ア. 一般会計（歳入）

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和3年度 予 算 額 (A) 千円	令和2年度 予 算 額 (B) 千円	差引増減 (A) - (B) (C) 千円
49~50	18 使用料及び 手 数 料	1 使 用 料	1 総務使用料	684,183	726,539	△ 42,356
58~59		2 手 数 料	1 総務手数料	560,830	564,090	△ 3,260
68~69	19 国庫支出金	2 国庫補助金	1 総 務 費 国庫補助金	1,432,085	1,419,594	12,491
79~80		3 委 託 金	1 総 務 費 委 託 金	29,540	22,784	6,756
82~83	20 県支出金	2 県補助金	1 総 務 費 県補助金	322,321	15,916	306,405
91~92		3 委 託 金	1 総 務 費 委 託 金	1,754	1,659	95

(単位：千円)

対前年度 伸 率 (C) / (B) %	説 明 () 内は前年度予算額		
△ 5.8	男女共同参画推進センター使用料	11,182	(11,182)
	地域交流センター使用料	73,806	(66,592)
	庁舎等使用料	72,460	(63,975)
	人権のまちづくり館使用料	140	(140)
	市民体育館使用料	4,667	(75,000)
	野外活動センター使用料	432	(432)
	地区体育施設使用料	352,167	(322,000)
	社領スポーツ広場使用料	2,865	(2,865)
	ももち体育館使用料	20,000	(20,000)
	公民館使用料	2,122	(2,122)
	市民センター使用料	127,777	(144,544)
	千早駅前駐車場使用料	16,565	(17,687)
△ 0.6	戸籍住民基本台帳等手数料	560,829	(564,089)
	NPO法人関連諸証明手数料	1	(1)
0.9	女性活躍推進関係補助金	1,193	(1,910)
	隣保館運営費等補助金	76,674	(76,674)
	地方改善施設整備費補助金	6,804	(-)
	防災対策事業費補助金	3,825	(9,872)
	番号制度関係補助金	1,343,589	(1,331,138)
29.7	人権啓発活動費委託金	8,720	(7,544)
	中長期在留者住居地届出等事務委託金	20,820	(15,240)
1,925.1	福岡県若年者専修学校等技能習得資金補助金	1,777	(1,777)
	福岡県消費者行政推進事業補助金	13,719	(13,889)
	生活安全対策事業費補助金	250	(250)
	福岡県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策交付金	306,575	(-)
5.7	登山歩道施設費委託金	80	(80)
	統計調査費委託金	1,562	(1,472)
	自衛官募集事務費委託金	112	(107)

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和3年度 予 算 額 (A) 千円	令和2年度 予 算 額 (B) 千円	差引増減 (A) - (B) (C) 千円
94	21 財産収入	1 財産運用 収 入	1 財産貸付 収 入	94,344	91,029	3,315
94~97			2 利子及び 配 当 金	15,476	39,613	△ 24,137
98			3 特許権等 運用収入	10	10	-
98		2 財産売払 収 入	1 不 動 産 売払収入	408,954	24,154	384,800
98~99			2 物品売払 収 入	1	1	-
99	22 寄 附 金	1 寄 附 金	1 総 務 費 寄 附 金	14,359	15,648	△ 1,289
103	23 繰 入 金	2 スポーツ 振興基金 繰 入 金	1 スポーツ 振興基金 繰 入 金	1,108,000	3,500,000	△ 2,392,000
103		3 NPO活動 支援基金 繰 入 金	1 NPO活動 支援基金 繰 入 金	10,938	12,413	△ 1,475
106		▲ 庁舎建設等 資金積立金 繰 入 金	▲ 庁舎建設等 資金積立金 繰 入 金	-	179,000	△ 179,000

(単位：千円)

対前年度 伸 率 (C) / (B) %	説 明 () 内は前年度予算額
3.6	土地貸付収入 区役所用地の貸付収入 65,076 (64,318) 地域交流センター用地等の貸付収入 4,420 (4,420) 警察署用地の貸付収入 6,165 (6,060) 建物等貸付収入 区役所建物の貸付収入 3,040 (3,039) 警固公園安全安心センターの貸付収入 1,456 (1,456) なみきスクエアの貸付収入 7,128 (7,128) 総合体育館の貸付収入 4,608 (4,608) 福岡市スポーツ協会事務所等の貸付収入 1,566 (-) 早良南地域交流センターの貸付収入 885 (-)
△ 60.9	ユニバーシアード福岡大会記念スポーツ振興基金利子収入 12,463 (31,891) NPO活動支援基金利子収入 63 (173) 災害救助基金利子収入 2,950 (7,549)
-	著作権使用料
1,593.1	土地建物売払収入 公民館跡地の売払収入
-	不要物品等の売払収入
△ 8.2	NPO活動支援事業寄附金 3,649 (4,271) スポーツ振興推進事業寄附金 10,710 (11,377)
△ 68.3	スポーツ振興基金受入金
△ 11.9	NPO活動支援基金受入金
皆減	庁舎建設等資金積立金受入金

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和3年度 予 算 額 (A)	令和2年度 予 算 額 (B)	差引増減 (A) - (B) (C)	
				千円	千円	千円	
108	25 諸 収 入	2	1 納 付 金	82,726	75,285	7,441	
108~109		3	1 保 険 料 収 入	129,468	119,084	10,384	
110		5	1 貸 付 金 元 利 収 入	1,200	1,200	-	
111		6	1 預 託 金 元 利 収 入	3,260	3,707	△ 447	
112		8	1 弁 償 金	21	17	4	
113		11	1 受 託 事 業 収 入	1,675	1,530	145	
114~115		13	2	2 総 務 費 雑 入	191,050	144,899	46,151
			13	13 そ の 他 の 雑 入	70,747	74,077	△ 3,330
119	26	1	1 市 債	7,587,000	3,488,000	4,099,000	
歳 入 合 計				12,749,942	10,520,249	2,229,693	

(単位：千円)

対前年度 伸 率 (C) / (B) %	説 明 () 内は前年度予算額
9.9	健康保険法に基づく保険料収入
8.7	雇用保険法に基づく保険料収入 4,314 (3,979) 厚生年金保険法に基づく保険料収入 125,154 (115,105)
-	若年者専修学校等技能習得資金貸付金回収金 700 (700) 消費者訴訟資金貸付金回収金 500 (500)
△ 12.1	地域集会施設用地購入金融資金元利収入
23.5	貸出図書の紛失による弁償金等
9.5	広報物配布業務に伴う受託収入
31.9	合同庁舎管理費負担金 79,050 (52,899) スポーツ振興くじ助成金 112,000 (92,000)
△ 4.5	区役所の広告料等
117.5	スポーツ施設整備債 1,475,000 (1,877,000) 社会教育施設整備債 2,257,000 (986,000) 庁舎建設債 3,242,000 (536,000) 防災対策事業債 613,000 (89,000)
21.2	

イ. 一般会計（歳出）

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和3年度 予 算 額 (A) 千円	令和2年度 予 算 額 (B) 千円	差引増減 (A) - (B) (C) 千円
128~137	2 総 務 費	1 総務管理費	1 一般管理費	4,223	3,611	612
160~163			13 男女共同 参画推進費	181,856	239,458	△ 57,602

(単位：千円)

対前年度 伸率 (C) / (B) %	説 明 () 内は前年度予算額
16.9	<p>1 一般職職員給与費等 一般職職員・1人 (うち会計年度任用職員・1人) 2,352 (1,978)</p> <p> [関連歳入]</p> <p> (25) 諸収入 279</p> <p> 健康保険料 109</p> <p> 雇用保険料収入 5</p> <p> 厚生年金保険料収入 165</p> <p>2 経常事務経費 1,871 (1,633)</p>
△ 24.1	<p>1 一般職職員給与費等 一般職職員・17人 (うち会計年度任用職員・17人) 57,274 (59,405)</p> <p> [関連歳入]</p> <p> (25) 諸収入 6,594</p> <p> 健康保険料 2,576</p> <p> 雇用保険料収入 126</p> <p> 厚生年金保険料収入 3,892</p> <p>2 男女共同参画推進経費 12,416 (19,224)</p> <p> 男女共同参画地域づくり事業 1,139 (1,571)</p> <p> 女性活躍推進事業 4,551 (6,532)</p> <p> 女性の視点を活かした防災事業 2,266 (2,833)</p> <p> その他経費 4,460 (8,288)</p> <p> [関連歳入]</p> <p> (19) 国庫支出金 1,193</p> <p> 女性活躍推進関係補助金</p> <p> (25) 諸収入 330</p> <p> その他の雑入</p> <p>3 男女共同参画推進センター経費 112,166 (160,829)</p> <p> 男女共同参画推進センターアミカスの管理運営 101,344 (104,677)</p> <p> 市民グループ活動支援 655 (804)</p> <p> その他事業 10,167 (55,348)</p> <p> [関連歳入]</p> <p> (18) 使用料及び手数料 13,159</p> <p> 男女共同参画推進センター使用料 11,182</p> <p> 庁舎等使用料 1,977</p> <p> (25) 諸収入 2,090</p> <p> 弁償金 10</p> <p> その他の雑入 2,080</p>

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和3年度 予 算 額 (A) 千円	令和2年度 予 算 額 (B) 千円	差引増減 (A) - (B) (C) 千円
162~165			14 人権施策 推進費	442,686	459,445	△ 16,759

(単位：千円)

対前年度 伸率 (C) / (B) %	説 明 () 内は前年度予算額
△ 3.6	1 一般職職員給与費等 221,501 (229,829)
	一般職職員・65人 (うち会計年度任用職員・44人)
	関連歳入
	(19) 国庫支出金 56,146
	隣保館運営費等補助金
	(25) 諸収入 15,980
	健康保険料 6,239
	雇用保険料収入 311
	厚生年金保険料収入 9,430
	2 人権企画推進費 17,354 (20,889)
	人権施策の総合的かつ計画的な推進 5,925 (7,603)
	その他経費 11,429 (13,286)
	関連歳入
	(19) 国庫支出金 199
	人権啓発活動費委託金
	3 人権啓発センター費 62,546 (66,671)
	人権啓発・人権相談等事業 42,842 (46,063)
	企業啓発・研修 2,406 (3,464)
	その他経費 17,298 (17,144)
	関連歳入
(19) 国庫支出金 8,521	
人権啓発活動費委託金	
(21) 財産収入 10	
著作権使用料	
4 人権のまちづくり館等事業費 141,285 (142,056)	
ア 経常運営費 22,702 (26,649)	
人権のまちづくり館等経常運営費 19,600 (23,267)	
その他事務費 3,102 (3,382)	
イ 施設管理費 118,583 (115,407)	
人権のまちづくり館・集会所等の施設の管理・整備費	
関連歳入	
(18) 使用料及び手数料 170	
庁舎等使用料 30	
人権のまちづくり館使用料 140	
(19) 国庫支出金 27,332	
隣保館運営費等補助金 20,528	
地方改善施設整備費補助金 6,804	
(20) 県支出金 1,777	
福岡県若年者専修学校等技能習得資金補助金	
(25) 諸収入 748	
若年者専修学校等技能習得資金貸付金 700	
その他の雑入 48	

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和3年度 予 算 額 (A) 千円	令和2年度 予 算 額 (B) 千円	差引増減 (A) - (B) (C) 千円
164~169			15 ス ポ ー ツ 振 興 推 進 費	9,746,362	10,303,408	△ 557,046

(単位：千円)

対前年度 伸率 (C) / (B) %	説 明 () 内は前年度予算額
△ 5.4	1 一般職職員給与費等
	一般職職員・11人（うち会計年度任用職員・11人） 42,025 (35,315)
	関連歳入
	(25) 諸収入 4,889
	健康保険料 1,911
	雇用保険料収入 92
	厚生年金保険料収入 2,886
	2 スポーツ振興推進費 46,425 (78,068)
	スポーツ推進委員経費 27,598 (29,333)
	その他経費 18,827 (48,735)
	関連歳入
	(21) 財産収入 12,463
	ユニバーシアード福岡大会記念スポーツ振興基金利子収入
	(22) 寄附金 210
	スポーツ振興推進事業寄附金
	3 スポーツ施設費 4,950,363 (5,306,034)
	スポーツ施設の管理運営 2,750,267 (2,640,715)
	スポーツ施設整備 2,183,786 (2,553,319)
	その他経費 16,310 (112,000)
	関連歳入
	(18) 使用料及び手数料 415,749
	庁舎等使用料 35,618
	市民体育館使用料 4,667
	野外活動センター使用料 432
	地区体育施設使用料 352,167
社領スポーツ広場使用料 2,865	
ももち体育館使用料 20,000	
(21) 財産収入 4,608	
建物等貸付収入	
(25) 諸収入 101,172	
スポーツ振興くじ助成金 100,000	
その他の雑入 1,172	
(26) 市債 1,475,000	
スポーツ施設整備債	
4 スポーツ振興事業費 4,707,549 (4,883,991)	
大規模スポーツ大会の開催支援・準備 4,374,337 (4,551,843)	
福岡マラソン開催 104,895 (100,539)	
福岡市スポーツ協会に対する補助金 80,416 (80,416)	
アビスパ福岡支援 88,146 (88,146)	
各種スポーツ大会の開催・支援 44,855 (55,046)	
その他経費 14,900 (8,001)	
関連歳入	
(20) 県支出金 306,575	
福岡県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策交付金	
(21) 財産収入 1,566	
建物等貸付収入	
(22) 寄附金 10,500	
スポーツ振興推進事業寄附金	
(23) 繰入金 1,108,000	
スポーツ振興基金受入金	
(25) 諸収入 12,000	
スポーツ振興くじ助成金	

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和3年度 予 算 額 (A) 千円	令和2年度 予 算 額 (B) 千円	差引増減 (A) - (B) (C) 千円
168~171			16 生 活 安 全 対 策 費	261,464	274,380	△ 12,916

(単位：千円)

対前年度 伸率 (C) / (B) %	説 明 () 内は前年度予算額
△ 4.7	1 一般職職員給与費等
	一般職職員・26人（うち会計年度任用職員・26人） 92,616 (95,233)
	[関連歳入
	(25) 諸収入 10,858
	健康保険料 4,241
	雇用保険料収入 208
	厚生年金保険料収入 6,409
	2 モラル・マナー向上市民啓発事業 4,846 (5,612)
	モラル・マナー向上広報啓発
	3 交通安全啓発経費 21,516 (23,174)
	交通安全の広報啓発 19,878 (19,736)
	自転車安全利用推進 553 (1,198)
	飲酒運転撲滅 1,085 (2,240)
	[関連歳入
	(25) 諸収入 2,000
	その他の雑入
	4 防犯対策推進経費 61,055 (68,832)
	防犯施策の広報啓発 5,724 (5,749)
	地域防犯力の強化 6,648 (6,060)
	街頭防犯カメラ設置補助 32,090 (32,508)
	悪質な客引き対策 7,029 (13,161)
	その他経費 9,564 (11,354)
	[関連歳入
(21) 財産収入 7,621	
土地貸付収入 6,165	
建物等貸付収入 1,456	
5 暴力追放啓発経費 2,315 (2,842)	
事務事業からの暴力団排除 1,815 (2,342)	
暴力団事務所撤去運動支援 500 (500)	
[関連歳入	
(20) 県支出金 250	
生活安全対策事業費補助金	
6 消費者対策経費 62,783 (62,273)	
消費者教育・啓発 14,414 (14,634)	
消費者相談・事業者指導 48,369 (47,439)	
消費生活センターの機能強化 - (200)	
[関連歳入	
(20) 県支出金 13,719	
福岡県消費者行政推進事業補助金	
(25) 諸収入 144	
その他の雑入	
7 消費生活センター管理運営経費 16,333 (16,414)	
消費生活センターの管理運営経費	
[関連歳入	
(25) 諸収入 500	
消費者訴訟資金貸付金	

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和3年度 予 算 額 (A) 千円	令和2年度 予 算 額 (B) 千円	差引増減 (A) - (B) (C) 千円
170~173			17 町界町名 整 理 費	15,222	6,996	8,226
174~179			19 コミュニティ 振 興 費	7,931,963	5,941,667	1,990,296

(単位：千円)

対前年度 伸率 (C) / (B) %	説 明 () 内は前年度予算額																																																																														
117.6	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="351 376 555 405">1 町界町名整理費</td> <td data-bbox="1098 376 1166 405">2,054</td> <td data-bbox="1235 376 1415 405">(2,979)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="351 439 555 468">2 住居表示整備費</td> <td data-bbox="1086 439 1166 468">13,168</td> <td data-bbox="1235 439 1415 468">(4,017)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="351 472 488 501"> ┌ 関連歳入</td> <td data-bbox="1139 501 1166 530">└</td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="351 506 523 535"> (25) 諸収入</td> <td data-bbox="1139 506 1166 535">22</td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="351 539 612 568"> └ その他の雑入</td> <td data-bbox="1139 539 1166 568">└</td> <td></td> </tr> </table>	1 町界町名整理費	2,054	(2,979)	2 住居表示整備費	13,168	(4,017)	┌ 関連歳入	└		(25) 諸収入	22		└ その他の雑入	└																																																																
1 町界町名整理費	2,054	(2,979)																																																																													
2 住居表示整備費	13,168	(4,017)																																																																													
┌ 関連歳入	└																																																																														
(25) 諸収入	22																																																																														
└ その他の雑入	└																																																																														
33.5	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="351 629 603 658">1 一般職職員給与費等</td> <td data-bbox="1075 658 1166 687">753,539</td> <td data-bbox="1235 658 1415 687">(770,529)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="351 663 970 692"> 一般職職員・200人 (うち会計年度任用職員・200人)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="351 696 488 725"> ┌ 関連歳入</td> <td data-bbox="1139 725 1166 754">└</td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="351 730 523 759"> (25) 諸収入</td> <td data-bbox="1086 730 1166 759">83,813</td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="351 763 580 792"> 健康保険料</td> <td data-bbox="1086 763 1166 792">32,732</td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="351 797 632 826"> 雇用保険料収入</td> <td data-bbox="1086 797 1166 826">1,619</td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="351 831 683 860"> 厚生年金保険料収入</td> <td data-bbox="1086 831 1166 860">49,462</td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="351 887 730 916">2 コミュニティ自律経営推進経費</td> <td data-bbox="1075 887 1166 916">756,267</td> <td data-bbox="1235 887 1415 916">(770,465)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="351 920 671 949"> ア コミュニティ活動支援</td> <td data-bbox="1075 920 1166 949">552,061</td> <td data-bbox="1235 920 1415 949">(551,588)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="351 954 612 983"> 共創自治協議会事業</td> <td data-bbox="1075 954 1166 983">537,769</td> <td data-bbox="1235 954 1415 983">(537,893)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="351 987 639 1016"> 地域デビュー応援事業</td> <td data-bbox="1086 987 1166 1016">14,292</td> <td data-bbox="1235 987 1415 1016">(13,695)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="351 1021 767 1050"> イ コミュニティ活動の環境づくり</td> <td data-bbox="1086 1021 1166 1050">48,095</td> <td data-bbox="1235 1021 1415 1050">(54,582)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="351 1055 788 1084"> コミュニティ活動市民参加促進事業</td> <td data-bbox="1086 1055 1166 1084">2,712</td> <td data-bbox="1235 1055 1415 1084">(4,764)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="351 1088 587 1117"> 市民活動保険制度</td> <td data-bbox="1086 1088 1166 1117">31,466</td> <td data-bbox="1235 1088 1415 1117">(31,540)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="351 1122 687 1151"> 共創の地域づくり推進事業</td> <td data-bbox="1086 1122 1166 1151">13,650</td> <td data-bbox="1235 1122 1415 1151">(17,811)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="351 1155 512 1184"> その他経費</td> <td data-bbox="1086 1155 1166 1184">267</td> <td data-bbox="1235 1155 1415 1184">(467)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="351 1189 743 1218"> ウ コミュニティ活動の場づくり</td> <td data-bbox="1075 1189 1166 1218">38,905</td> <td data-bbox="1235 1189 1415 1218">(33,620)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="351 1223 663 1252"> 地域集会施設建設等助成</td> <td data-bbox="1086 1223 1166 1252">35,424</td> <td data-bbox="1235 1223 1415 1252">(30,126)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="351 1256 512 1285"> その他経費</td> <td data-bbox="1086 1256 1166 1285">3,481</td> <td data-bbox="1235 1256 1415 1285">(3,494)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="351 1290 820 1319"> エ コミュニティと連携した業務の推進</td> <td data-bbox="1075 1290 1166 1319">111,422</td> <td data-bbox="1235 1290 1415 1319">(124,228)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="351 1323 587 1352"> 広報物配布等業務</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="351 1357 571 1386"> オ その他の経費</td> <td data-bbox="1086 1357 1166 1386">5,784</td> <td data-bbox="1235 1357 1415 1386">(6,447)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="351 1391 488 1420"> ┌ 関連歳入</td> <td data-bbox="1139 1420 1166 1449">└</td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="351 1424 523 1453"> (25) 諸収入</td> <td data-bbox="1086 1424 1166 1453">4,935</td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="351 1458 815 1487"> 地域集会施設用地購入金融資金</td> <td data-bbox="1086 1458 1166 1487">3,260</td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="351 1491 735 1520"> 広報物配布業務受託収入</td> <td data-bbox="1086 1491 1166 1520">1,675</td> <td></td> </tr> </table>	1 一般職職員給与費等	753,539	(770,529)	一般職職員・200人 (うち会計年度任用職員・200人)			┌ 関連歳入	└		(25) 諸収入	83,813		健康保険料	32,732		雇用保険料収入	1,619		厚生年金保険料収入	49,462		2 コミュニティ自律経営推進経費	756,267	(770,465)	ア コミュニティ活動支援	552,061	(551,588)	共創自治協議会事業	537,769	(537,893)	地域デビュー応援事業	14,292	(13,695)	イ コミュニティ活動の環境づくり	48,095	(54,582)	コミュニティ活動市民参加促進事業	2,712	(4,764)	市民活動保険制度	31,466	(31,540)	共創の地域づくり推進事業	13,650	(17,811)	その他経費	267	(467)	ウ コミュニティ活動の場づくり	38,905	(33,620)	地域集会施設建設等助成	35,424	(30,126)	その他経費	3,481	(3,494)	エ コミュニティと連携した業務の推進	111,422	(124,228)	広報物配布等業務			オ その他の経費	5,784	(6,447)	┌ 関連歳入	└		(25) 諸収入	4,935		地域集会施設用地購入金融資金	3,260		広報物配布業務受託収入	1,675	
1 一般職職員給与費等	753,539	(770,529)																																																																													
一般職職員・200人 (うち会計年度任用職員・200人)																																																																															
┌ 関連歳入	└																																																																														
(25) 諸収入	83,813																																																																														
健康保険料	32,732																																																																														
雇用保険料収入	1,619																																																																														
厚生年金保険料収入	49,462																																																																														
2 コミュニティ自律経営推進経費	756,267	(770,465)																																																																													
ア コミュニティ活動支援	552,061	(551,588)																																																																													
共創自治協議会事業	537,769	(537,893)																																																																													
地域デビュー応援事業	14,292	(13,695)																																																																													
イ コミュニティ活動の環境づくり	48,095	(54,582)																																																																													
コミュニティ活動市民参加促進事業	2,712	(4,764)																																																																													
市民活動保険制度	31,466	(31,540)																																																																													
共創の地域づくり推進事業	13,650	(17,811)																																																																													
その他経費	267	(467)																																																																													
ウ コミュニティ活動の場づくり	38,905	(33,620)																																																																													
地域集会施設建設等助成	35,424	(30,126)																																																																													
その他経費	3,481	(3,494)																																																																													
エ コミュニティと連携した業務の推進	111,422	(124,228)																																																																													
広報物配布等業務																																																																															
オ その他の経費	5,784	(6,447)																																																																													
┌ 関連歳入	└																																																																														
(25) 諸収入	4,935																																																																														
地域集会施設用地購入金融資金	3,260																																																																														
広報物配布業務受託収入	1,675																																																																														

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和3年度 予 算 額 (A) 千円	令和2年度 予 算 額 (B) 千円	差引増減 (A) - (B) (C) 千円

(単位：千円)

対前年度 伸率 (C) / (B) %	説 明 () 内は前年度予算額
	3 公民館等経費 2,808,505 (2,742,307)
	ア 公民館長等報酬 270,426 (268,864)
	イ 公民館管理運営費 732,192 (797,400)
	公民館の管理運営経費 271,249 (302,909)
	公民館補助要員経費 372,433 (375,623)
	その他経費 88,510 (118,868)
	ウ 事業推進費 63,861 (66,609)
	公民館の主催事業費
	エ 館舎維持改良費 545,150 (858,746)
	公民館の施設改良費 373,750 (691,276)
	その他経費 171,400 (167,470)
	オ 公民館建設費 1,078,415 (621,949)
	公民館の改築費
	カ 空港周辺共同利用会館費 118,461 (128,739)
	空港周辺共同利用会館の管理運営経費
	関連歳入
	(18) 使用料及び手数料 3,133
	庁舎等使用料 1,011
	公民館使用料 2,122
	(21) 財産収入 408,955
	土地貸付収入 1
	土地建物売払収入 408,954
	(25) 諸収入 20,702
	その他の雑入
	(26) 市債 716,000
	社会教育施設整備債
	4 NPO・ボランティア活動支援 89,352 (92,040)
	NPO活動支援基金を活用した助成 14,832 (17,149)
	NPO・ボランティア交流センターの管理運営経費 65,592 (66,213)
	その他経費 8,928 (8,678)
	関連歳入
	(18) 使用料及び手数料 22
	庁舎等使用料 21
	NPO法人関連諸証明手数料 1
	(21) 財産収入 63
	NPO活動支援基金利子収入
	(22) 寄附金 3,649
	NPO活動支援事業寄附金
	(23) 繰入金 10,938
	NPO活動支援基金受入金

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和3年度 予 算 額 (A) 千円	令和2年度 予 算 額 (B) 千円	差引増減 (A) - (B) (C) 千円

(単位：千円)

対前年度 伸率 (C) / (B) %	説 明 () 内は前年度予算額
	5 市民センター経費 2,855,297 (1,060,792) ア 市民センター管理運営費 612,370 (711,210) 市民センターの管理運営経費 イ 市民センター主催事業費 9,013 (9,962) 市民センターの講座・講演会等の開催経費 ウ 市民センター施設整備費 2,233,914 (339,620) 市民センターの施設整備費 関連歳入 (18) 使用料及び手数料 141,742 庁舎等使用料 13,965 市民センター使用料 127,777 (21) 財産収入 7,128 建物等貸付収入 (25) 諸収入 628 その他の雑入 (26) 市債 1,539,000 社会教育施設整備債
	6 地域交流センター経費 667,478 (505,534) ア 地域交流センター管理運営費 443,226 (423,949) 地域交流センターの管理運営経費 イ 地域交流センター施設整備費 224,252 (81,585) 地域交流センターの施設整備費 関連歳入 (18) 使用料及び手数料 78,290 地域交流センター使用料 73,806 庁舎等使用料 4,484 (21) 財産収入 5,304 土地貸付収入 4,419 建物等貸付収入 885 (25) 諸収入 483 その他の雑入 (26) 市債 2,000 社会教育施設整備債
	7 社会教育費 1,525 (0)

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和3年度 予 算 額 (A) 千円	令和2年度 予 算 額 (B) 千円	差引増減 (A) - (B) (C) 千円
178~183			20 区政推進費	6,587,818	2,754,962	3,832,856

(単位：千円)

対前年度 伸率 (C) / (B) %	説 明 () 内は前年度予算額
139.1	1 一般職職員給与費等
	一般職職員・73人（うち会計年度任用職員・73人） 246,348 (228,018)
	関連歳入
	(25) 諸収入 27,521
	健康保険料 10,752
	雇用保険料収入 527
	厚生年金保険料収入 16,242
	2 区政管理費 6,080,737 (2,237,568)
	ア 区役所庁舎等経費 5,938,163 (2,096,285)
	区役所庁舎，出張所の維持管理等経費
	イ 区政管理経費 142,574 (141,283)
	区政に関する事務経費
	関連歳入
	(18) 使用料及び手数料 30,556
	庁舎等使用料 13,991
	千早駅前駐車場使用料 16,565
	(21) 財産収入 65,767
	土地貸付収入 62,726
	建物等貸付収入 3,040
	物品売払収入 1
	(25) 諸収入 118,414
	合同庁舎管理費負担金 79,050
	その他の雑入 39,364
(26) 市債 3,242,000	
庁舎建設債	
3 区役所事業費 260,733 (289,376)	
区の魅力づくり事業 130,330 (137,498)	
区振興事業 58,250 (60,280)	
その他経費 72,153 (91,598)	
関連歳入	
(18) 使用料及び手数料 1,363	
庁舎等使用料	
(20) 県支出金 80	
登山歩道施設費委託金	
(21) 財産収入 2,350	
土地貸付収入	
(25) 諸収入 3,228	
その他の雑入	

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和3年度 予 算 額 (A) 千円	令和2年度 予 算 額 (B) 千円	差引増減 (A) - (B) (C) 千円
182~185			21 防 災 危 機 管 理 費	803,130	320,257	482,873

(単位：千円)

対前年度 伸率 (C) / (B) %	説 明 () 内は前年度予算額
150.8	1 一般職職員給与費等
	一般職職員・1人 (うち会計年度任用職員・1人) 3,412 (3,237)
	関連歳入
	(25) 諸収入 401
	健康保険料 157
	雇用保険料収入 7
	厚生年金保険料収入 237
	2 防災・危機管理体制の強化経費 783,034 (304,679)
	災害対策本部機能の強化 383,627 (11,880)
	災害時の電力確保 252,343 (82,499)
	洪水・高潮・内水ハザードマップの印刷、配布 2,554 (4,859)
	公的備蓄 41,668 (49,933)
	その他経費 102,842 (155,508)
	関連歳入
	(19) 国庫支出金 3,825
	防災対策事業費補助金
	(21) 財産収入 2,950
	災害救助基金利子収入
	(25) 諸収入 546
	その他の雑入
(26) 市債 613,000	
防災対策事業債	
3 地域防災力の向上経費 13,115 (8,696)	
避難所運営体制の強化 3,882 (4,065)	
自主防災活動の促進 9,233 (4,631)	
4 防災・危機管理対策事業費 3,569 (3,645)	

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和3年度 予 算 額 (A) 千円	令和2年度 予 算 額 (B) 千円	差引増減 (A) - (B) (C) 千円
190~195		3 戸籍住民 基本台帳費	1 戸籍住民 基本台帳費	3,832,526	3,799,203	33,323
200~203		5 統計調査費	2 委託統計 調査費	1,562	1,472	90
歳 出 合 計				29,808,812	24,104,859	5,703,953

(単位：千円)

対前年度 伸率 (C) / (B) %	説 明 () 内は前年度予算額																																																																																													
0.9	<table> <tr> <td>1 一般職職員給与費等</td> <td>2,122,783</td> <td>(2,012,125)</td> </tr> <tr> <td>一般職職員・436人 (うち会計年度任用職員201人)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 関連歳入</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> (19) 国庫支出金</td> <td>180,896</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 番号制度関係補助金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> (25) 諸収入</td> <td>61,859</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 健康保険料</td> <td>24,009</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 雇用保険料収入</td> <td>1,419</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 厚生年金保険料収入</td> <td>36,431</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 戸籍、住民基本台帳等事務経費</td> <td>1,669,358</td> <td>(1,745,082)</td> </tr> <tr> <td>番号制度対応経費</td> <td>1,100,749</td> <td>(1,100,209)</td> </tr> <tr> <td>郵送請求業務委託</td> <td>120,238</td> <td>(118,104)</td> </tr> <tr> <td>市民課業務委託</td> <td>131,763</td> <td>(131,763)</td> </tr> <tr> <td>その他経費</td> <td>316,608</td> <td>(395,006)</td> </tr> <tr> <td> 関連歳入</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> (18) 使用料及び手数料</td> <td>556,381</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 戸籍住民基本台帳等手数料</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> (19) 国庫支出金</td> <td>1,183,011</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 番号制度関係補助金</td> <td>1,162,693</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 中長期在留者住居地届出等事務委託金</td> <td>20,318</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 町界町名整理等に伴う公簿整理経費</td> <td>110</td> <td>(110)</td> </tr> <tr> <td>4 その他の経費</td> <td>40,275</td> <td>(41,886)</td> </tr> <tr> <td> 関連歳入</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> (18) 使用料及び手数料</td> <td>4,448</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 戸籍住民基本台帳等手数料</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> (19) 国庫支出金</td> <td>502</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 中長期在留者住居地届出等事務委託金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> (20) 県支出金</td> <td>112</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 自衛官募集事務費委託金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> (25) 諸収入</td> <td>11</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 弁償金</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1 一般職職員給与費等	2,122,783	(2,012,125)	一般職職員・436人 (うち会計年度任用職員201人)			関連歳入			(19) 国庫支出金	180,896		番号制度関係補助金			(25) 諸収入	61,859		健康保険料	24,009		雇用保険料収入	1,419		厚生年金保険料収入	36,431		2 戸籍、住民基本台帳等事務経費	1,669,358	(1,745,082)	番号制度対応経費	1,100,749	(1,100,209)	郵送請求業務委託	120,238	(118,104)	市民課業務委託	131,763	(131,763)	その他経費	316,608	(395,006)	関連歳入			(18) 使用料及び手数料	556,381		戸籍住民基本台帳等手数料			(19) 国庫支出金	1,183,011		番号制度関係補助金	1,162,693		中長期在留者住居地届出等事務委託金	20,318		3 町界町名整理等に伴う公簿整理経費	110	(110)	4 その他の経費	40,275	(41,886)	関連歳入			(18) 使用料及び手数料	4,448		戸籍住民基本台帳等手数料			(19) 国庫支出金	502		中長期在留者住居地届出等事務委託金			(20) 県支出金	112		自衛官募集事務費委託金			(25) 諸収入	11		弁償金		
1 一般職職員給与費等	2,122,783	(2,012,125)																																																																																												
一般職職員・436人 (うち会計年度任用職員201人)																																																																																														
関連歳入																																																																																														
(19) 国庫支出金	180,896																																																																																													
番号制度関係補助金																																																																																														
(25) 諸収入	61,859																																																																																													
健康保険料	24,009																																																																																													
雇用保険料収入	1,419																																																																																													
厚生年金保険料収入	36,431																																																																																													
2 戸籍、住民基本台帳等事務経費	1,669,358	(1,745,082)																																																																																												
番号制度対応経費	1,100,749	(1,100,209)																																																																																												
郵送請求業務委託	120,238	(118,104)																																																																																												
市民課業務委託	131,763	(131,763)																																																																																												
その他経費	316,608	(395,006)																																																																																												
関連歳入																																																																																														
(18) 使用料及び手数料	556,381																																																																																													
戸籍住民基本台帳等手数料																																																																																														
(19) 国庫支出金	1,183,011																																																																																													
番号制度関係補助金	1,162,693																																																																																													
中長期在留者住居地届出等事務委託金	20,318																																																																																													
3 町界町名整理等に伴う公簿整理経費	110	(110)																																																																																												
4 その他の経費	40,275	(41,886)																																																																																												
関連歳入																																																																																														
(18) 使用料及び手数料	4,448																																																																																													
戸籍住民基本台帳等手数料																																																																																														
(19) 国庫支出金	502																																																																																													
中長期在留者住居地届出等事務委託金																																																																																														
(20) 県支出金	112																																																																																													
自衛官募集事務費委託金																																																																																														
(25) 諸収入	11																																																																																													
弁償金																																																																																														
6.1	<table> <tr> <td>人口動態調査に要する経費</td> <td>1,562</td> <td>(1,472)</td> </tr> <tr> <td> 関連歳入</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> (20) 県支出金</td> <td>1,562</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 統計調査費委託金</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	人口動態調査に要する経費	1,562	(1,472)	関連歳入			(20) 県支出金	1,562		統計調査費委託金																																																																																			
人口動態調査に要する経費	1,562	(1,472)																																																																																												
関連歳入																																																																																														
(20) 県支出金	1,562																																																																																													
統計調査費委託金																																																																																														
23.7																																																																																														

ウ. 負担金、補助及び交付金の予算措置状況

(単位:千円)

負担金の名称	交付先	令和3年度 予算額	令和2年度 予算額	対前年度 増減
人権啓発推進事業負担金	ハートフルフェスタ福岡実行委員会	8,000	8,000	-
人権啓発事業費負担金	公益財団法人福岡県人権啓発情報センター	6,000	7,000	△ 1,000
福岡県隣保館連絡協議会負担金	福岡県隣保館連絡協議会	700	700	-
スポーツ大会開催等負担金	大会主催者	114,680	159,884	△ 45,204
国際スポーツ大会開催等負担金	大会主催者等	3,721,213	4,452,394	△ 731,181
共働事業提案制度負担金	実行委員会	-	7,466	△ 7,466
暴迫県民大会負担金	暴力追放福岡県民大会実行委員会	-	540	△ 540
福岡県犯罪被害者支援関係負担金	福岡県	5,000	5,000	-
福岡県公民館連合会負担金	福岡県公民館連合会	860	560	300
まちづくり事業負担金	区レベルの地域活動推進協議会	264	278	△ 14
フェスティバル等負担金	区レベルの地域活動推進協議会等	15,970	19,250	△ 3,280
地域振興負担金	区レベルの地域活動推進協議会等	16,655	14,139	2,516
電波利用負担金	九州総合通信局	152	150	2
福岡県防災行政無線負担金	福岡県	229	213	16
戸籍事務等協議会負担金	福岡県戸籍住民基本台帳事務協議会外1件	351	351	-
コンビニ交付運営負担金	地方公共団体情報システム機構	9,880	9,880	-
証明書交付サービスの提供に係る設置負担金	(株)ローソン	2,812	2,812	-
負担金 計		3,902,766	4,688,617	△ 785,851

※諸会議費負担金、工事費負担金、共益費負担金及び施設管理費負担金は除く。

(単位:千円)

補助及び交付金の名称	交付先	令和3年度 予算額	令和2年度 予算額	対前年度 増減
福岡市自治協議会共創補助金	自治協議会	532,370	532,370	-
福岡市地域デビュー応援事業補助金	自治会・町内会	13,920	13,150	770
地域交流広場等管理運営事業補助金	地域住民団体	1,380	1,500	△ 120
集会施設補助金	地域住民団体	32,164	26,419	5,745
福岡市NPO活動推進補助金	NPO法人	10,938	12,413	△ 1,475
福岡市交通安全推進協議会補助金	福岡市交通安全推進協議会	500	596	△ 96
保護司会補助金	福岡市保護司会連絡協議会	3,000	3,000	-
更生保護女性会連合会補助金	福岡市更生保護女性会連合会	400	400	-
福岡市地区防犯協会事業補助金	福岡市内警察署単位の地区防犯協会	4,833	4,833	-
地域防犯パトロールカー支援事業補助金	地域防犯パトロールカー運行の自治協議会等	4,959	4,232	727
福岡市街頭防犯カメラ設置補助金	自治協議会, 自治会・町内会等	30,772	30,991	△ 219
福岡市暴力追放推進協議会事業補助金	福岡市暴力追放推進協議会	405	405	-
公益財団法人福岡県暴力追放運動推進センター暴力団排除事業補助金	公益財団法人福岡県暴力追放運動推進センター	381	381	-
福岡市暴力団事務所撤去運動支援事業補助金	市民団体等	500	500	-
アミカス市民グループ活動支援事業補助金	男女共同参画推進活動団体	500	600	△ 100
福岡市スポーツ推進委員協議会事業補助金	福岡市スポーツ推進委員協議会	3,500	3,875	△ 375
福岡市スポーツ協会補助金	公益財団法人福岡市スポーツ協会	80,416	80,416	-
福岡市レクリエーション協会補助金	特定非営利活動法人福岡市レクリエーション協会	2,300	2,750	△ 450
スポーツ大会開催特別補助金	大会主催者	15,437	20,737	△ 5,300
スポーツ大会出場特別補助金	引率責任者	2,888	1,929	959
スポーツ大会開催補助金	大会主催者	651	651	-
スポーツ大会出場補助金	引率責任者	977	977	-
国際スポーツ大会補助金	大会主催者等	260	260	-
福岡人権擁護委員協議会補助金	福岡人権擁護委員協議会	1,540	1,540	-
福岡県人権研究所補助金	公益社団法人福岡県人権研究所	3,000	3,500	△ 500
地区交通安全協会補助金	各区交通安全協会	3,967	3,967	-
地域振興補助金	区レベルの地域活動推進協議会等	7,693	8,123	△ 430
補助金 計		759,651	760,515	△ 864
個人番号カード事務委任交付金	地方公共団体情報システム機構	561,737	913,593	△ 351,856
交付金 計		561,737	913,593	△ 351,856

2. 条例案の概要

(1) 議案第 52 号

福岡市避難行動要支援者名簿の情報の提供に関する条例案

議案番号	第 52 号
名 称	福岡市避難行動要支援者名簿の情報の提供に関する条例案
背 景	<p>東日本大震災における死者数のうち、65 歳以上の高齢者は約 6 割、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約 2 倍と推定されている。こうした教訓を踏まえ、平成 25 年に災害対策基本法（以下、「法」）が改正され、避難行動要支援者名簿を活用した実効性ある避難支援がなされるよう、名簿の作成が市町村長に義務付けられた。</p> <p>災害時の安否確認や避難支援に効果的に名簿を活用してもらうためには、平常時から名簿情報を地域に提供し、日頃からの見守り活動などを通じて、要支援者と顔の見える関係づくりを進めておいてもらうことが重要であるが、平常時から地域に提供する名簿には、そのことに同意した者だけとなっており、名簿情報の提供に関する意向確認への未回答者が全体の 4 分の 1 を占めている状況にある。</p> <p>このような状況を踏まえ、地域に提供する名簿情報の充実を図るため、法の規定に基づく避難支援等関係者への名簿情報の提供に関し必要な事項を定めることにより、避難支援等関係者による円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援し、もって避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護することを目的に、条例案をとりまとめたもの。</p>
理 由	避難支援等関係者による円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援し、もって避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するため、法の規定に基づく避難支援等関係者に対する名簿情報の提供に関し必要な事項を定める必要があるため。
概 要	避難行動要支援者名簿の情報の提供に関し、避難支援等関係者への平常時からの名簿情報の提供について、本人が同意しない旨の意思を明示しないときは、本人の同意を得たものと推定すること等を規定する。
施行期日	公布の日

① パブリック・コメント実施結果

ア 期間：令和2年12月21日(月)～令和3年1月20日(水)

イ 提出者数：25人(意見数61件)

ウ 主な意見

- ・意向確認未回答者の名簿情報を地域に提供できるようにすることに賛成する。
- ・これまで通り、同意した要支援者だけの名簿情報を地域に提供すれば良いのではないか。
- ・支援関係者の連携が出来ていないなど、地域の取組みに課題があり、その改善が必要である。

② 福岡市避難行動要支援者名簿の情報の提供に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）の規定に基づく避難支援等関係者に対する名簿情報の提供に関し必要な事項を定めることにより、避難支援等関係者による円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援し、もって避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難行動要支援者 法第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者であって、規則で定めるものをいう。
- (2) 避難支援等 法第49条の10第1項に規定する避難支援等をいう。
- (3) 避難行動要支援者名簿 法第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者名簿をいう。
- (4) 名簿情報 法第49条の11第1項に規定する名簿情報をいう。
- (5) 避難支援等関係者 法第49条の11第2項に規定する避難支援等関係者であって、規則で定めるものをいう。

(提供)

第3条 市長は、法第49条の11第2項の規定により、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。以下この条において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

2 名簿情報を提供することについて本人の意向を確認した場合において、本人が同意しない旨の意思を明示しないときは、当該本人の同意を得たものと推定する。

3 市長は、法第49条の11第3項の規定により、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

(活用等)

第4条 避難支援等関係者は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で名簿情報を活用し、避難行動要支援者との関係を構築するよう努めるものとする。

2 避難支援等関係者は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときは、当該避難支援等関係者及びその家族等の生命及び身体の安全の確保に支障がない範囲で、避難支援等を実施するよう努めるものとする。

(管理状況の報告等)

第5条 市長は、提供した名簿情報の管理の状況を確認するために必要があると認めるときは、第3条第1項又は第3項の規定により名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者その他の者（以下「名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者等」という。）に対し、当該名簿情報の管理の状況に関する報告を求め、又は当該名簿情報の管理の状況を検査することができる。

(漏えい防止のための措置)

第6条 名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者等は、当該名簿情報の漏えい

の防止のために必要かつ適切な措置を講じるものとする。

(利用及び提供の制限)

第7条 名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者等は、避難支援等の用に供する目的以外の目的のために当該名簿情報を自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。

(秘密保持義務)

第8条 名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者等(その者が法人である場合にあっては、その役員)若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、法第49条の13の規定により、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に法第49条の11第2項の規定により提供された名簿情報は、第3条第1項の規定により提供された名簿情報とみなす。

(2) 議案第 53 号

福岡市地域交流センター条例の一部を改正する条例案

議案番号	第 53 号
名 称	福岡市地域交流センター条例の一部を改正する条例案
理 由	福岡市早良南地域交流センターの設置に伴い、その施設の使用料の額を定める必要があるため。
施行期日	公布の日

福岡市地域交流センター条例の一部を改正する条例案新旧対照表

※下線部分が改正部分

現行	改正案
<p>第4条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる施設を専用的に利用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。</p> <p>(1) 多目的ホール、会議室、和室及び体育館</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>第4条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる施設を専用的に利用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。</p> <p>(1) 多目的ホール、会議室、和室、<u>練習室</u>及び体育館</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>

現行							改正案						
別表第2 専用使用料							別表第2 専用使用料						
1 多目的ホール使用料 (略)							1 多目的ホール使用料 (略)						
2 会議室等使用料							2 会議室等使用料						
区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
第1会議室	円 1,200	円 2,400	円 2,300	円 3,400	円 4,400	円 5,200	第1会議室	円 1,200	円 2,400	円 2,300	円 3,400	円 4,400	円 5,200
第2会議室	1,300	2,500	2,400	3,600	4,600	5,400	第2会議室	1,300	2,500	2,400	3,600	4,600	5,400
第3会議室	500	1,000	900	1,400	1,800	2,100	第3会議室	500	1,000	900	1,400	1,800	2,100
第1和室	300	500	400	700	800	1,000	大会議室	<u>2,300</u>	<u>4,500</u>	<u>4,300</u>	<u>6,500</u>	<u>8,300</u>	<u>9,800</u>
第2和室	200	400	300	500	700	800	小会議室	<u>700</u>	<u>1,500</u>	<u>1,400</u>	<u>2,100</u>	<u>2,700</u>	<u>3,200</u>
							第1和室	300	500	400	700	800	1,000
							第2和室	200	400	300	500	700	800
							大練習室	<u>1,500</u>	<u>2,600</u>	<u>2,900</u>	<u>4,400</u>	<u>5,700</u>	<u>7,300</u>
							小練習室	<u>500</u>	<u>800</u>	<u>900</u>	<u>1,500</u>	<u>1,800</u>	<u>2,400</u>
3 体育館使用料 (略)							3 体育館使用料 (略)						
備考							備考						
1 多目的ホール、会議室又は和室の専用利用者が入場者から入場料を徴収する場合の使用料の額は、この表の金額の2倍の額とする。							1 多目的ホール、会議室、和室又は練習室の専用利用者が入場者から入場料を徴収する場合の使用料の額は、この表の金額の2倍の額とする。						
2～3 (略)							2～3 (略)						
4 第2会議室又は体育館の一部を専門的に利用する場合の使用料の額は、規則で定める。							4 第2会議室、大会議室又は体育館の一部を専門的に利用する場合の使用料の額は、規則で定める。						
5～6 (略)							5～6 (略)						

(3) 議案第 97 号

福岡市民体育館条例の一部を改正する条例案

議案番号	第 97 号
名 称	福岡市民体育館条例の一部を改正する条例案
理 由	市民体育館を取り巻く環境の変化に鑑み、市民体育館の施設の一部を廃止するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、IC カードに記録されている利用可能金額相当額の使用料の還付に関し、所要の改正を行う必要があるため。
概 要	<p>福岡市民体育館の第 2 競技場及び本館の廃止について</p> <ul style="list-style-type: none">・ 第 2 競技場及び本館に関する規定を削除・ 第 1 競技場の名称を競技場へ変更 <p>IC カードに記録されている利用可能金額相当額の使用料の還付について</p> <ul style="list-style-type: none">・ 例外的に還付できる場合の規定について、市長が特別の理由があると認める場合に還付することができるとする規定へ改正（他の条例と同様の規定に改正）・ IC カードに記録されている利用可能金額相当額の使用料について、市長が特別の理由があると認める場合に還付することができる対象に追加 <p>(参考) 還付額の算定について</p> <p>IC カードの入金額 1,000 円につき 100 円を加算していることを踏まえ、IC カードに記録されている利用可能金額相当額の使用料について、1.1 で除した金額を還付額とする。</p>
施行期日	令和 3 年 4 月 1 日

福岡市民体育館条例の一部を改正する条例案新旧対照表

※下線部分が改正部分

現行	改正案
<p>(使用料)</p> <p>第7条 利用者（次条第1項に規定するプリペイドカードによる利用者を除く。）からは、別表に定める額の使用料を徴収する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(ICカードによる利用)</p> <p>第7条の2 (略)</p> <p>2 ICカードの交付を受けようとする者は、1,000円を単位とする入金（体育館の個人利用に係る利用可能金額を電磁的方式によりICカードに記録するため、使用料を納入することをいう。）を行わなければならない。ICカードの交付を受けた者が利用可能金額の積増しを行うときも、また同様とする。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(使用料の不還付)</p> <p>第8条 <u>前2条の規定によりすでに納入された使用料</u>は、還付しない。ただし、<u>第7条第1項に規定する使用料は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p><u>(1) 天災地変その他不可抗力により利用ができなくなつたとき。</u></p> <p><u>(2) 利用者が利用の取止めを申し出た場合において、体育館の運営に支障がないと認められるとき。</u></p>	<p>(使用料)</p> <p>第7条 利用者（次条第1項に規定するプリペイドカードによる利用者を除く。）からは、別表に定める額の使用料を徴収する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(ICカードによる利用)</p> <p>第7条の2 (略)</p> <p>2 ICカードの交付を受けようとする者は、1,000円を単位とする入金（体育館の個人利用に係る利用可能金額を電磁的方式によりICカードに記録するため、使用料を納入することをいう。）を行わなければならない。ICカードの交付を受けた者が利用可能金額の積増しを行うときも、また同様とする。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(使用料の不還付)</p> <p>第8条 <u>既納の</u>使用料は、還付しない。ただし、<u>市長が特別の理由がある</u>と認める<u>場合は、</u>その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) (2) (削除)</p>

現行

改正案

別表

福岡市民体育館使用料

1 個人使用料

区 分		第1競 技場	第2競技場			本館 (各施 設)
			補助 競技 場	プール		
				夏 季	冬 季	
小中 学生	2時 間 に つ き	円 90	円 <u>90</u>	円 <u>110</u>	円 <u>160</u>	円 <u>90</u>
高校 生	2時 間 に つ き	130	<u>130</u>	<u>160</u>	<u>210</u>	<u>130</u>
一般	2時 間 に つ き	260	<u>260</u>	<u>320</u>	<u>390</u>	<u>260</u>

別表

1 個人使用料

区 分		競 技場
小中 学生	2時 間 に つ き	円 90
高校 生	2時 間 に つ き	130
一般	2時 間 に つ き	260

現行						改正案					
2 専用使用料						2 専用使用料					
(1) 第2競技場（プール以外）の各施設											
区分			第1競技場	第2競技場 (補助競技場)	本館 (各施設)	区分				競技場	
利用者が入場料を徴しない場合	午前9時から午後1時まで1時間につき	平日	円 1,925	円 975	円 650	利用者が入場料を徴しない場合	午前9時から午後1時まで1時間につき	平日	円 1,925		
		土日祝	2,525	1,275	775			土日祝	2,525		
	午後1時から午後5時まで1時間につき	平日	2,525	1,275	975	利用者が入場料を徴しない場合	午後1時から午後5時まで1時間につき	平日	2,525		
		土日祝	3,200	1,575	1,150			土日祝	3,200		
	午後5時から午後10時まで1時間につき	平日	3,200	1,575	1,275	利用者が入場料を徴しない場合	午後5時から午後10時まで1時間につき	平日	3,200		
		土日祝	3,800	1,925	1,525			土日祝	3,800		
利用者が入場料を徴する場合	午前9時から午後1時まで1時間につき	平日	11,250			利用者が入場料を徴する場合	午前9時から午後1時まで1時間につき	平日	11,250		
		土日祝	15,250					土日祝	15,250		
	午後1時から午後5時まで1時間につき	平日	15,250			利用者が入場料を徴する場合	午後1時から午後5時まで1時間につき	平日	15,250		
		土日祝	19,250					土日祝	19,250		
	午後5時から午後10時まで1時間につき	平日	19,250			利用者が入場料を徴する場合	午後5時から午後10時まで1時間につき	平日	19,250		
		土日祝	22,750					土日祝	22,750		

現行		改正案	
(2) 第2競技場 (プール)			
区 分		第2競技場 (プール)	
		夏季	冬季
午前9時から 午後1時まで1 時間につき	平日	円 1,575	円 1,925
	土日祝	1,900	2,275
午後1時から 午後5時まで1 時間につき	平日	2,400	2,850
	土日祝	2,825	3,450
午後5時から 午後10時まで 1時間につき	平日	3,150	3,800
	土日祝	3,800	4,550
備考		備考	
1 土日祝とは土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を行い、平日とはそれ以外の日という。		1 土日祝とは土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を行い、平日とはそれ以外の日という。	
2 夏季とは5月1日から10月31日までの期間、冬季とは1月1日から4月30日まで及び11月1日から12月31日までの期間とする。		2 利用時間を超過して利用する場合、準備等のため利用する場合及び第1競技場又は第2競技場を部分的に利用する場合の使用料の額は、規則で定める。	
3 浴室付トレーニング場の使用料は、1回1,000円とする。		3 付属施設又は付属設備の使用料の額は、規則で定める。	
4 利用時間を超過して利用する場合、準備等のため利用する場合及び第1競技場又は第2競技場を部分的に利用する場合の使用料の額は、規則で定める。		4 市内に居住する65歳以上70歳未満の者の個人利用に係る使用料の額は、1個人使用料の表に定める額の5割相当額とする。	
5 付属施設又は付属設備の使用料の額は、規則で定める。		5 市内に居住する65歳以上の者を主体とする団体（次項に規定する団体に該当するものを除く。）の専用利用に係る使用料の額は、2専用使用料の表に定める額の5割相当額とする。	
6 市内に居住する65歳以上70歳未満の者の個人利用に係る使用料の額は、1個人使用料の表に定める額の5割相当額とする。		6 小学校に就学する前の乳幼児及び市内に居住する70歳以上の者の個人利用並びに市内に居住する70歳以上の者を主体とする団体の専用利用については、無料とする。	
7 市内に居住する65歳以上の者を主体とする団体（次項に規定する団体に該当するものを除く。）の専用利用に係る使用料の額は、2専用使用料の表に定める額の5割相当額とする。		7 専用使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	
8 小学校に就学する前の乳幼児及び市内に居住する70歳以上の者の個人利用並びに市内に居住する70歳以上の者を主体とする団体の専用利用については、無料とする。			
9 専用使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。			

(4) 議案第98号

福岡市立地区体育施設条例の一部を改正する条例案

議案番号	第98号
名称	福岡市立地区体育施設条例の一部を改正する条例案
理由	新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、ICカードに記録されている利用可能金額相当額の使用料の還付に関し、所要の改正を行う必要があるため。
概要	ICカードに記録されている利用可能金額相当額の使用料について、市長が特別の理由があると認める場合に還付することができる対象に追加。
施行期日	令和3年4月1日

福岡市立地区体育施設条例の一部を改正する条例案新旧対照表

※下線部分が改正部分

現行	改正案
<p>(使用料の不還付)</p> <p>第7条 前条の規定によりすでに納入された使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合には、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>第15条の2 (略)</p> <p>2 ICカードの交付を受けようとする者は、1,000円を単位とする入金(地区体育施設の個人利用に係る利用可能金額を電磁的方式によりICカードに記録するため、使用料を納入することをいう。)を行わなければならない。ICカードの交付を受けた者が利用可能金額の積増しを行うときも、また同様とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 第7条<u>本文</u>の規定は、第2項の入金により納入された使用料について準用する。</p> <p>7～8 (略)</p>	<p>(使用料の不還付)</p> <p>第7条 前条の規定によりすでに納入された使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合には、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>第15条の2 (略)</p> <p>2 ICカードの交付を受けようとする者は、1,000円を単位とする入金(地区体育施設の個人利用に係る利用可能金額を電磁的方式によりICカードに記録するため、使用料を納入することをいう。)を行わなければならない。ICカードの交付を受けた者が利用可能金額の積増しを行うときも、また同様とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 第7条<u>　　</u>の規定は、第2項の入金により納入された使用料について準用する。</p> <p>7～8 (略)</p>

3. 機構整備案

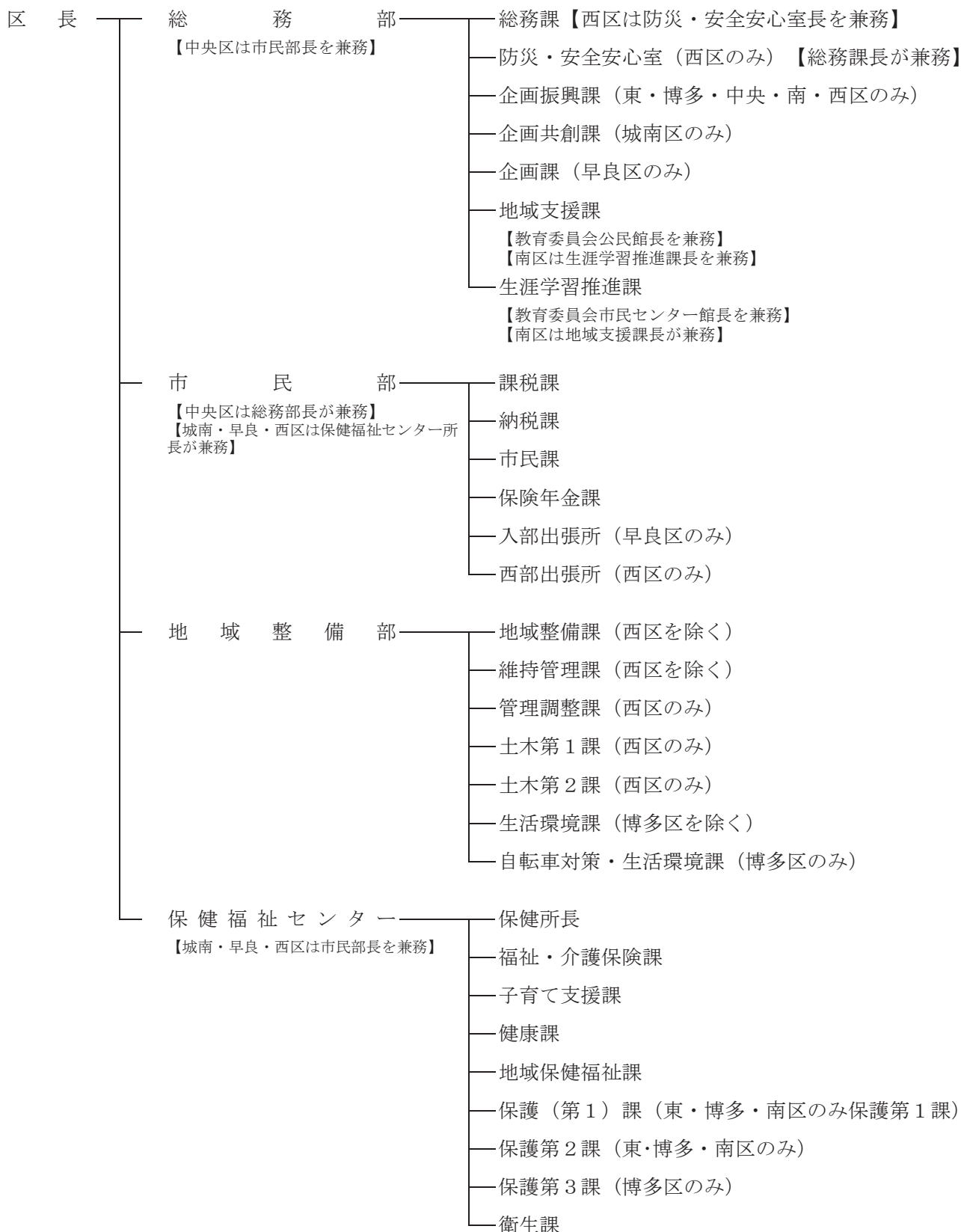
下線：変更部分

令和2年度 (R2.4.1現在)	令和3年度 (R3.4.1現在)
<p>市民局 228</p> <ul style="list-style-type: none"> 理事 1 総務部 27 <ul style="list-style-type: none"> 総務課 7 課長(区庁舎) 3 区政課 16 コミュニティ推進部 32 <ul style="list-style-type: none"> コミュニティ推進課 6 市民公益活動推進課 7 公民館支援課 9 コミュニティ施設整備課 9 生活安全部 21 <ul style="list-style-type: none"> 防犯・交通安全課 11 消費生活センター 9 防災・危機管理部 27 <ul style="list-style-type: none"> 防災企画課 9 <ul style="list-style-type: none"> 課長(危機管理) 1 防災推進課 8 地域防災課 9 	<p>市民局 <u>233</u> (+5)</p> <ul style="list-style-type: none"> 理事 1 総務部 <u>28</u> (+1) <ul style="list-style-type: none"> 総務課 7 課長(区庁舎) <u>4</u> (+1) 区政課 16 コミュニティ推進部 <u>37</u> (+5) <ul style="list-style-type: none"> コミュニティ推進課 <u>7</u> (+1) 市民公益活動推進課 7 公民館支援課 <u>7</u> (▲2) 生涯学習課 <u>6</u> (+6) 【教育委員会生涯学習課長を兼務】 コミュニティ施設整備課 9 生活安全部 21 <ul style="list-style-type: none"> 防犯・交通安全課 11 消費生活センター 9 防災・危機管理部 27 <ul style="list-style-type: none"> 防災企画課 9 <ul style="list-style-type: none"> 課長(危機管理) 1 防災推進課 8 地域防災課 9

令和2年度 (R2.4.1現在)	令和3年度 (R3.4.1現在)
<ul style="list-style-type: none"> — スポーツ推進部 30 <ul style="list-style-type: none"> — スポーツ推進課 9 — スポーツ施設課 11 — スポーツ事業課 9 — 部長 (世界水泳) 40 <ul style="list-style-type: none"> — 課長 (世界水泳) 10 — 課長 (世界水泳) 11 — 課長 (世界水泳) 9 — 課長 (世界水泳) 9 — 男女共同参画部 15 <ul style="list-style-type: none"> — 男女共同参画課 4 — 女性活躍推進課 2 — 事業推進課 8 — 人権部 34 <ul style="list-style-type: none"> — 人権推進課 7 — 地域施策課 18 — 人権啓発センター 8 	<ul style="list-style-type: none"> — スポーツ推進部 <u>29</u> (▲1) <ul style="list-style-type: none"> — スポーツ推進課 9 — スポーツ施設課 11 — スポーツ事業課 <u>8</u> (▲1) — 部長 (世界水泳) <u>41</u> (+1) <ul style="list-style-type: none"> — 課長 (世界水泳) <u>12</u> (+2) — 課長 (世界水泳) <u>8</u> (▲3) — 課長 (世界水泳) <u>10</u> (+1) — 課長 (世界水泳) <u>10</u> (+1) — 男女共同参画部 15 <ul style="list-style-type: none"> — 男女共同参画課 4 — 女性活躍推進課 <u>3</u> (+1) — 事業推進課 <u>7</u> (▲1) — 人権部 <u>33</u> (▲1) <ul style="list-style-type: none"> — 人権推進課 7 — 地域施策課 <u>17</u> (▲1) — 人権啓発センター 8

令和3年度 区役所の組織

R3. 4. 1現在



<<機構外>>
区選挙管理委員会事務局長
【総務部長をあてる】

— 次長
【総務課長をあてる】

